

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ会合  
(2023年3月28日)

# 特定電気通信役務提供者に対する 削除請求権の創設について

---

橋本 佳幸 (京都大学)

# 目次

## ○特定電気通信役務提供者に対する削除請求権を想定して

- (1) 削除請求権を創設することの法技術的な可否
- (2) 炎上の場面における請求権を創設することの可否
- (3) 送信「予防」措置請求権を創設することの可否
- (4) 削除請求権に関連して意見照会の規定を設けることの要否

## ○損害賠償責任の責任制限に関して

- (5) 責任制限の範囲を変更することの可否
  - ・権利侵害情報を繰り返し投稿するアカウントのモニタリング義務
  - ・信頼性を有する機関から削除要請を受けた場合

# (1) 削除請求権を創設することの法技術的な可否

- 人格的利益を違法に侵害するインターネット上の投稿に関して、プロバイダに対する削除請求権を法律に規定することが、民法の理論にも整合するか。

- プロバイダ責任制限法に、次のような送信防止措置請求権の規定を置くことができる。

「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利又は法律上保護される利益を侵害される者は、.....特定電気通信役務提供者に対し、当該情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることを請求することができる。」

- ① 従来、差止請求権としてプロバイダに対する削除請求権が認められてきたものを確認して明文化する。
- ② プロバイダ責任制限法3条は、このような削除請求権(削除義務)を前提とするものと解される。

従来、人格権に基づく差止請求権または特別法上の差止請求権としてプロバイダに対する削除請求が認められてきたものを、確認して明文化するものであること

●インターネット上の「情報の流通」によって侵害される権利・法益

- ① 著作権・商標権・信用・営業秘密 ...特別法上の差止請求権
- ② 名誉、プライバシー、名誉感情など ...人格権に基づく差止請求権

②に関して.....「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し.....侵害行為の差止めを求めることができる」(最判令和4年6月24日)

●プロバイダに対する削除請求権(差止請求権)の要件に関して、判例は、違法な侵害以上のものを要求しない。

- ① 最決平成29年1月31日は、検索事業者に対する検索結果からの削除請求につき、「明らか」要件を立てる。
- ② 最判令和4年6月24日は、ツイートの削除請求につき、要求しない。

## プロバイダ責任制限法3条の責任制限の規定は、上記の削除請求権(削除義務)を前提とするものと解されること

- 3条1項は、権利侵害情報についてプロバイダが送信防止措置を講じなかった場合に、被害者に対する損害賠償責任を制限する。  
次の①②を満たす場合に限り責任を負う。
  - ① 当該情報の流通を知っていること ..... 一般的監視義務の否定
  - ② 当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があること
- 3条2項は、非権利侵害情報についてプロバイダが送信防止措置を講じた場合に、発信者に対する損害賠償責任を制限する。  
次の③の場合には責任を負わない。
  - ③ 当該情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき
- ②③の規律は、プロバイダが権利侵害情報の削除義務を負うこと(上記の削除請求権)を不文の前提として、プロバイダが権利侵害情報該当性(=削除義務)の判断を誤った場合の責任を制限するもの。

## (2) 炎上の場面における請求権を創設することの可否

- 多数の者によって大量・集中的に侮辱的な投稿がされた場面（炎上事案）では、大量の侮辱的な投稿を全体として捉えれば、社会通念上許される限度を超えた違法な侮辱がある。他方で、各投稿を個別に見たときには、違法な侮辱に当たらないものも多い。
- 被害者は、プロバイダに対し、個別には違法でない投稿も含め、各投稿の削除を請求することができるのか。
- 大量の侮辱的な投稿が全体として帯びる違法性に着目した理論構成による削除請求が考えられる。
  - ① 大量の投稿によって被害者が受忍限度を超える侮辱を受け、侵害が違法な程度に達している。
  - ② プロバイダは、違法な侵害状態を解消すべき作為義務を負う。
  - ③ 被害者は、プロバイダに対し、削除等の方法による侵害状態の解消を請求することができる。また、プロバイダは、侵害状態を放置するときは損害賠償責任を負う。

## (3) 送信予防措置請求権を創設することの可否

- あるアカウントから繰り返し多数の権利侵害情報が投稿される場合に、プロバイダに対する送信予防措置請求として、アカウントの停止・凍結等の請求を認めることができるか。
- 差止請求権には、㉞侵害の停止と㉟侵害の予防がある。
- インターネット上の情報の流通に関して、㉟を一般的に肯定すべきではない。
- 問題場面に限れば、㉞でも対応することができる。
  - ① 権利侵害となる投稿を反復する行為を1個の継続的な侵害とみて、その停止の請求を認める。
  - ② 侵害の停止請求は、「停止に必要な措置」を含みうる(著作権法112条2項、不正競争防止法3条2項参照)。
  - ③ 被害者は、プロバイダに対して、投稿の反復を停止させるのに必要な措置として、アカウントの一時停止や削除を請求することができる。

## (4) 削除請求権に関連して意見照会の規定を設けることの要否

- プロバイダが削除請求を受けた場合について、発信者への意見照会を義務づける手続的な規定を置くべきか。  
プロバイダ責任制限法6条は、プロバイダが発信者情報の開示請求を受けた場合に「当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない」とする。削除請求を受けた場合についても、同様とすべきか。
- 発信者情報開示の場合は、いったん開示されれば原状回復ができないため、発信者に対する意見照会が義務づけられる。削除の場合は、発信者情報の開示の場合ほどに慎重な手続は必要ない。
- 意見照会を義務づける場合には、権利侵害性が明白な投稿につき、迅速に削除措置を講じることの妨げとなりうる。

# (5) 損害賠償責任の責任制限の範囲を変更することの可否

## 繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング義務

### 【検討アジェンダ】

繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上で、これを継続的にモニタリングすることを義務づける。

当該のアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法3条1項2号「情報の流通を知っていた」とみなす。

- その種のアカウントに限ってであれ、発信情報の監視を義務づけることには、慎重であるべき。
  - ① 表現の自由に対する萎縮効果
  - ② プロバイダにとっての負担

# (5) 損害賠償責任の責任制限の範囲を変更することの可否

## 一定の信頼性を有する機関から削除要請を受けた場合

【検討アジェンダ】 「公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化すること」「例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めること」 「例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めること」

- 権利侵害情報について、プロバイダが、信頼性のある機関から削除要請を受けたにもかかわらず、誤って削除しなかった場合には、3条1項2号「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある」として、プロバイダの責任を肯定する。
- 非権利侵害情報について、プロバイダが、信頼性のある機関から削除要請を受けたがために、誤って削除した場合には、3条2項1号「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった」として、プロバイダの責任を否定する。

## 一定の信頼性を有する機関から削除要請を受けた場合

- プロバイダが当該機関の判断(権利侵害情報であるとの判断)に従うべきものとするための基盤、あるいは当該機関の判断を信頼することが許されるための基盤が、欠けている。

→責任範囲を変更すべきでない。

- ある投稿が権利侵害情報に該当するか否かの判断

- ① 判断の基礎となるべき事実の把握
- ② 違法な侵害といえるかどうかの法的評価

- ①権利侵害情報かどうかを判断するための基礎事実

重要な基礎事実を(プロバイダではなく)当該機関が保有している状況でなければ、上記の「基盤」が存在しない。

- ②違法な侵害といえるかどうかの法的評価

法的評価は裁判所が行う。裁判所以外の機関がした評価に従うべき、あるいは信頼してよい理由はない。

【以上】